

修正国際基準公開草案第 3 号

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

修正国際基準公開草案第 3 号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下「公開草案」という。）（2016 年 12 月 6 日公表）

2. コメント募集期間

2016 年 12 月 6 日～2017 年 2 月 6 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（2017 年 4 月 11 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL3	有限責任監査法人トーマツ

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）のそれらに対する対応です。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
質問 今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする提案について		
1) 本公開草案の提案に同意する。	我が国における IFRS のエンドースメント手続は、IFRS の任意適用の積上げ及び IFRS に対する積極的な意見発信を図るための方策の一つとして提言され、貴委員会にて対応が行われていると理解しているものの、IFRS のエンドースメント手続を、指定国際基準の指定の手続の一部として制度上確立させるよう関係者との間で調整を図ること、及び、エンドースメント手続の帰結は、究極的には、「修正国際基準」の作成に至ることなく、基準の削除又は修正は行われないものとするのが望ましいと考える。 引き続き「修正国際基準」による削除又は修正は可能な限り最小限のものとする、やむなく削除又は修正を実施する場合は、その根拠が貴委員会の従来からの国際的な意見発信及び既存の削除又は修正項目と整合的であることを慎重に検討することを希望する。 前文を前提として検討した結果、本公開草案の対象となる会計基準等について、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする貴委員会の提案に同意する。 削除修正しないという結論には賛同する。 IFRS は既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用している我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益又は投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。 このため、今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等に、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。	今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないと提案する本公開草案を支持するコメントである。
2) IASB の基準開発時に意見発信を行った項目に対しては、エンドースメント手続で検討した過程を公表してはどうか。	例えば、今回のエンドースメント手続の対象である IAS 第 7 号の修正（キャッシュ・フローについての開示の拡充）については、ASBJ 他日本の市場関係者から IASB に対して反対意見が提出されたが、「削除又は修正」を行わないとする具体的な結論の背景の記載が公表されていない。 修正国際基準が、IASB に対する意見発信の手段の 1 つであることを踏まえ、IASB の基準開発において反対意見を提出した項目については、修正国際基準で「削除又は修正」の対象とならないとしても、ASBJ がエンドースメント手続において検討した過程を、参考資料として公表してはどう	今回のエンドースメント手続の対象となる会計基準等に係る公開草案への当委員会の反対意見について、財団 HP にて公表している第 348 回の企業会計基準委員会の審議資料で分析を行っており、「公表にあたって」においてエンドースメント手

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	か。その蓄積が、将来のIASBへの意見発信の基礎になるものとする。	続の検討過程を公表するほどの重要性がないものとして記載は行わないこととした。
その他		
3) 今後のエンドースメント手続の進め方について	発効日が 2018 年 1 月 1 日である、収益認識（IFRS 第 15 号）及び金融商品（IFRS 第 9 号（2014 年版））の 2 つの大型基準についてのエンドースメント手続は、最近開始された状況である。両基準にかかる今後のエンドースメント手続において、仮に発効日を IFRS と同じ 2018 年 1 月 1 日とする場合、両基準の適用準備期間は非常に短期になり、実務上の対応が非常に困難になることが想定される。逆に、十分な適用準備期間を確保するために、修正国際基準における両基準の発効日を延期した場合には、IFRS との発効日の違いによる新たな差異を生み出すこととなる。 そのため、IFRS 第 16 号「リース」や保険の新基準を含む将来のエンドースメント手続においては、各 IFRS の発効日と共にその適用準備に必要な期間の十分な確保も念頭において、エンドースメント手続の時期を検討する必要があるものとする。	現在、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関するエンドースメント手続を実施しており、今後、IFRS 第 9 号「金融商品」（2014 年）、IFRS 第 16 号「リース」については速やかに実施する予定である。なお、その後の各 IFRS 基準のエンドースメント手続においては、発効日及び適用に要する準備期間の確保を念頭に、適時に実施する予定である。

以 上